

横浜市技能文化会館指定管理者評価委員会要綱

制定 平成20年7月2日 経観雇創第396号（経済観光局長決裁）

（趣旨）

第1条 横浜市技能文化会館（以下「会館」という。）の管理を行う指定管理者の業務に関し、客観的な第三者による評価、検証等を行うため、横浜市技能文化会館指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 評価委員会は、会館の指定管理者の業務評価に関する次の事項を所掌する。

- （1）会館の事業に関する業務の評価に関すること
- （2）会館の運営に関する業務の評価に関すること
- （3）会館の管理に関する業務の評価に関すること
- （4）その他、会館の指定管理者の業務に関する検証、助言等

（組織）

第3条 評価委員会は、委員5人以内をもって構成する。

- 2 委員は、技能職振興、雇用・就業施策等に関する有識者及び学識経験者、経営に関する有識者等の中から経済観光局長が委嘱する。
- 3 評価委員会に委員長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、評価委員会の会務を総括し、評価委員会を代表する。
- 5 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員の責務）

第4条 委員は委員会の評価により、会館の業務改善及び専門施設としてのきめ細やかな市民サービスの向上が図られるよう、公正、公平に評価を行わなければならない。

- 2 委員は、評価委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市及び評価委員会が公表した情報については、この限りではない。

（任期）

第5条 委員の任期は、経済観光局長から委嘱された日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第6条 評価委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4 評価委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(関係人の出席)

第7条 委員長は、評価委員会において必要があると認めるときは、専門的事項に関し知識又は経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 評価委員会に出席した者は、評価委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び評価委員会が公表した情報については、この限りではない。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により会議は公開とする。ただし、評価委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(評価の公表等)

第9条 評価委員会の評価は、公表する。

2 評価委員会は、評価に係る公正性、透明性を確保するため、評価委員会の議事録を整備するものとする。

(庶務)

第10条 評価委員会の事務局は、経済観光局雇用創出課に置く。

(その他)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年7月2日から施行する。

(会議招集の特例)

この要綱施行後の最初の評価委員会の招集は経済観光局長が行うものとする。